

「障がい者用P A S M O取扱特約」 新旧対照表（抜粋）

現行版	改訂版
<p align="center">障がい者用P A S M O取扱特約</p>	<p align="center">障がい者用P A S M O取扱特約</p>
<p align="right">制 定 2023年 3月18日</p>	<p align="right">制 定 2023年 3月18日</p>
	<p align="right">最終改定 2025年 4月 1日</p>
<p>第1章 総則</p>	<p>第1章 総則</p>
<p>（目的）</p>	<p>（目的）</p>
<p>第1条 この特約は、株式会社パスモ（以下「当社」という。）が、「P A S M O取扱規則」（以下、「P A S M O規則」という。）に定めるサービス内容とその使用条件のうち、P A S M O取扱事業者が規程等に定める第1種身体障害者（以下、「第1種身体障害者」という。）とその介護者又は第1種知的障害者（以下、「第1種知的障害者」という。）とその介護者に発行するP A S M O（以下、「障がい者用P A S M O」という。）のサービス内容と使用条件を定めることを目的とする。</p>	<p>第1条 この特約は、株式会社パスモ（以下、「当社」という。）が、「P A S M O取扱規則」（以下、「P A S M O規則」という。）に定めるサービス内容とその使用条件のうち、P A S M O取扱事業者が規程等に定める第1種身体障害者、第1種知的障害者又は第1種精神障害者（以下、総称して「障害者」という。）とその介護者に発行するP A S M O（以下、「障がい者用P A S M O」という。）のサービス内容と使用条件を定めることを目的とする。</p>
<p>（用語の意義）</p>	<p>（用語の意義）</p>
<p>第3条 この特約における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）「障がい者P A S M O」とは、第1種身体障害者又は第1種知的障害者本人の氏名、性別、生年月日等を記録（障害者専用である表記を券面に印字する）した当該第1種身体障害者又は第1種知的障害者本人の使用に供する記名P A S M Oをいう。</p> <p>（2）「介護者P A S M O」とは、介護者P A S M Oであることを示す情報以外は対となる障がい者P A S M Oに記録された情報と同一の情報を記録（記名人となる第1種身体障害者又は第1種知的障害者の氏名及び介護者専用である表記を券面に印字する）した、当該第1種身体障害者又は第1種知的障害者の介護者の使用に供する記名P A S M Oをいう。なお、介護者P A S M Oの使用者は、P A S M O規則第3条第1項第3号によらず本号に定めるところによる。</p> <p>（3）「介護者」とは、P A S M O取扱事業者が、介護能力があると認める者をいう。</p> <p>（4）「他社発行障がい者用I Cカード」とは、当社以外のI Cカード発行事業者が発行する、金銭的価値を記録することができるI Cチップを内蔵する障害者及び介護者専用のI Cカードをいう。</p> <p>（参考 他社発行障がい者用I Cカードは次のものをいう。 [2023年3月18日現在]</p> <p>ア 東日本旅客鉄道株式会社が発行する「障がい者用S u i c a」 イ 東京臨海高速鉄道株式会社が発行する「障がい者用りんかいS u i c a」</p> <p>（5）「障がい者用I Cカード」とは、障がい者用P A S M O及び他社発行障がい者用I Cカードをいう。</p>	<p>第3条 この特約における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）「障がい者P A S M O」とは、<u>障害者本人</u>の氏名、性別、生年月日等を記録（障害者専用である表記を券面に印字する）した当該<u>障害者本人</u>の使用に供する記名P A S M Oをいう。</p> <p>（2）「介護者P A S M O」とは、介護者P A S M Oであることを示す情報以外は対となる障がい者P A S M Oに記録された情報と同一の情報を記録（記名人となる障害者の氏名及び介護者専用である表記を券面に印字する）した、当該<u>障害者</u>の介護者の使用に供する記名P A S M Oをいう。なお、介護者P A S M Oの使用者は、P A S M O規則第3条第1項第3号によらず本号に定めるところによる。</p> <p>（3）「介護者」とは、P A S M O取扱事業者が、介護能力があると認める者をいう。</p> <p>（4）「他社発行障がい者用I Cカード」とは、当社以外のI Cカード発行事業者が発行する、金銭的価値を記録することができるI Cチップを内蔵する障害者及び介護者専用のI Cカードをいう。</p> <p>（参考 他社発行障がい者用I Cカードは次のものをいう。 [2023年3月18日現在]</p> <p>ア 東日本旅客鉄道株式会社が発行する「障がい者用S u i c a」 イ 東京臨海高速鉄道株式会社が発行する「障がい者用りんかいS u i c a」</p> <p>（5）「障がい者用I Cカード」とは、障がい者用P A S M O及び他社発行障がい者用I Cカードをいう。</p>
<p>（個人情報の取扱い）</p>	<p>（個人情報の取扱い）</p>
<p>第6条 障がい者用P A S M Oにかかわる次の各号の申し込みの際やその他の場合に取得した個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。）は、当社が管理する。</p> <p>（1）障がい者用P A S M Oの購入 （2）無記名P A S M Oから障がい者用P A S M Oへの変更 （3）記名P A S M Oから障がい者P A S M Oへの変更 （4）障がい者用P A S M Oの個人情報変更</p> <p>2 当社は、取得した個人情報を次の各号の目的で利用する。</p> <p>（1）障がい者用P A S M Oの購入・有効期限更新・変更・払いもどし等の申し込み内容の確認 （2）当社から記名人に連絡する必要がある場合の連絡先の確認 （3）P A S M O規則及びこの特約及びP A S M O取扱事業者の旅客営業規則等の定めるところによる障がい者用P A S M Oにかかわるサービスの実施及び改善 （4）他社発行I Cカードの発行事業者から委託を受けて行う他社発行I Cカードにかかわるサービスの実施及び改善</p> <p>3 当社は、前項の範囲内で当該P A S M Oの取扱いを行う鉄道・バス事業者からの照会に応じて、取得した個人情報をその事業者に知らせることがある。</p> <p>4 障がい者用P A S M Oに記録された電話番号との通話において記名人以外の者が応対した場合、前項の</p>	<p>第6条 障がい者用P A S M Oにかかわる次の各号の申し込みの際やその他の場合に取得した個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。以下、<u>同じ</u>。）は、当社が管理する。</p> <p>（1）障がい者用P A S M Oの購入 （2）無記名P A S M Oから障がい者用P A S M Oへの変更 （3）記名P A S M Oから障がい者P A S M Oへの変更 （4）障がい者用P A S M Oの個人情報変更</p> <p>2 当社は、取得した個人情報を次の各号の目的で利用する。</p> <p>（1）障がい者用P A S M Oの購入・有効期限更新・変更・払いもどし等の申し込み内容の確認 （2）当社から記名人に連絡する必要がある場合の連絡先の確認 （3）P A S M O規則、この特約及びP A S M O取扱事業者の旅客営業規則等の定めるところによる障がい者用P A S M Oにかかわるサービスの実施及び改善 （4）他社発行I Cカードの発行事業者から委託を受けて行う他社発行I Cカードにかかわるサービスの実施及び改善</p> <p>3 当社は、前項の範囲内で当該P A S M Oの取扱いを行う鉄道・バス事業者からの照会に応じて、取得した個人情報をその事業者に知らせることがある。</p> <p>4 障がい者用P A S M Oに記録された電話番号との通話において記名人以外の者が応対した場合、前項の</p>

取扱いのため、電話対応者に、取得した個人情報を知らせることがある。
5 第1項各号の希望者が、前各項に同意しないときは、その取扱いを行わない。

第2章 発売

(障がい者用PASMOの発売)

第9条 障がい者用PASMOの購入希望者が購入申込書に氏名、生年月日、性別等を記入して提出し、かつPASMO取扱事業者の規定等に基づく身体障害者手帳又は療育手帳(以下、総称して「手帳」という。)の呈示により第1種身体障害者又は第1種知的障害者であることを確認できたときは、発売日の1年後の同月末日を有効期限とする障がい者PASMO及び介護者PASMOを1対として発売する。

2 障がい者用PASMOは、大人用PASMO(一体型PASMO、PASMO取扱規則に関する特約に定めるモバイルPASMO及びApple PayのPASMOを除く。)のみの取扱いとする。

3 当社が特に認める場合を除き、同一記名人に対し1対を超える障がい者用PASMOは発売しない。

第3章 効力

(無効となる場合)

第12条 障がい者用PASMOは、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効として回収する。この場合、デポジット及び障がい者用PASMOに記録されている一切の金銭的価値及び乗車券等は返却しない。

- (1) 障がい者PASMOを記名人以外の者が使用した場合
- (2) 介護者PASMOを記名人の介護者以外の者が使用した場合
- (3) 券面表示事項が不明となった障がい者用PASMOを使用した場合
- (4) 使用資格、氏名、生年月日、性別を偽って障がい者用PASMOを購入または使用した場合
- (5) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用した場合
- (6) 偽造、変造又は不正に作成された障がい者用PASMO若しくはバリューを使用した場合
- (7) 使用者の故意又は重大な過失により障がい者用PASMOが障害状態となったと認められる場合
- (8) その他不正行為と認められる場合

2 前項各号により生じた損害、その他いかなる不利益についても、当社はその責めを負わない。

第4章 再発行・交換

(紛失再発行)

第13条 障がい者PASMO又は介護者PASMOを紛失した場合で、別に定める申請書を提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限って紛失した障がい者PASMO又は介護者PASMOの使用停止措置を行い、記名人に対し再発行するために必要な帳票(以下「再発行整理票」という。)を発行する。

- (1) 申請書を提出するときは、公的証明書等の呈示により、再発行を請求する記名人が当該障がい者用PASMOの記名人本人であることを証明できること。
- (2) 障がい者用PASMOの記名人に関する情報である氏名、生年月日、性別の情報が当社のシステムに登録されていること

2 前項により使用停止措置を行った当該障がい者PASMO又は当該介護者PASMOは、記名人が再発行整理票発行日の翌日から14日以内に第1号及び第2号の条件を満たしたうえ、再発行を請求した場合に限って、当該障がい者PASMO又は当該介護者PASMO裏面に刻印されたものと異なるカード番号の障がい者PASMO又は介護者PASMOを再発行する。

- (1) 公的証明書等の呈示により、再発行を請求する記名人が当該障がい者用PASMOの記名人本人であることを証明できること。
- (2) 前項により発行された再発行整理票を提出すること。

3 前項により再発行の取扱いを行う場合は、再発行する障がい者PASMO又は介護者PASMOそれぞれ1枚につき紛失再発行手数料520円とデポジット500円を現金で収受する。

4 当該障がい者PASMO又は当該介護者PASMOの使用停止の申し出を受け付けた後、これを取り消すことはできない。また、紛失した障がい者PASMO又は介護者PASMOが発見された場合に、当該障がい者PASMO又は当該介護者PASMOを再発行用の媒体として使用することはできない。

取扱いのため、電話対応者に、取得した個人情報を知らせることがある。
5 第1項各号の希望者が、前各項に同意しないときは、その取扱いを行わない。

第2章 発売

(障がい者用PASMOの発売)

第9条 障がい者用PASMOの購入希望者が購入申込書に氏名、生年月日、性別等を記入して提出し、かつPASMO取扱事業者の規定等に基づく身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳(ただし、有効期限内かつ写真が表示されているものに限る。) (以下、総称して「手帳」という。)の呈示により障害者であることを確認できたときは、発売日の1年後の同月末日を有効期限とする障がい者PASMO及び介護者PASMOを1対として発売する。

2 障がい者用PASMOは、大人用PASMO(一体型PASMO、PASMO取扱規則に関する特約に定めるモバイルPASMO及びApple PayのPASMOを除く。)のみの取扱いとする。

3 当社が特に認める場合を除き、同一記名人に対し1対を超える障がい者用PASMOは発売しない。

第3章 効力

(無効となる場合)

第12条 障がい者用PASMOは、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効として回収する。この場合、デポジット及び障がい者用PASMOに記録されている一切の金銭的価値及び乗車券等は返却しない。

- (1) 障がい者PASMOを記名人以外の者が使用した場合
- (2) 介護者PASMOを記名人の介護者以外の者が使用した場合
- (3) 券面表示事項が不明となった障がい者用PASMOを使用した場合
- (4) 使用資格、氏名、生年月日、性別を偽って障がい者用PASMOを購入又は使用した場合
- (5) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用した場合
- (6) 偽造、変造又は不正に作成された障がい者用PASMO若しくはバリューを使用した場合
- (7) 使用者の故意又は重大な過失により障がい者用PASMOが障害状態となったと認められる場合
- (8) その他不正行為と認められる場合

2 前項各号により生じた損害、その他いかなる不利益についても、当社はその責めを負わない。

第4章 再発行・交換

(紛失再発行)

第13条 障がい者PASMO又は介護者PASMOを紛失した場合で、別に定める申請書を提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限って紛失した障がい者PASMO又は介護者PASMOの使用停止措置を行い、記名人に対し再発行するために必要な帳票(以下「再発行整理票」という。)を発行する。

- (1) 申請書を提出するときは、公的証明書等の呈示により、再発行を請求する記名人が当該障がい者用PASMOの記名人本人であることを証明できること。
- (2) 障がい者用PASMOの記名人に関する情報である氏名、生年月日、性別の情報が当社のシステムに登録されていること

2 前項により使用停止措置を行った当該障がい者PASMO又は当該介護者PASMOは、記名人が再発行整理票発行日の翌日から14日以内に第1号及び第2号の条件を満たしたうえ、再発行を請求した場合に限って、当該障がい者PASMO又は当該介護者PASMO裏面に刻印されたものと異なるカード番号の障がい者PASMO又は介護者PASMOを再発行する。

- (1) 公的証明書等の呈示により、再発行を請求する記名人が当該障がい者用PASMOの記名人本人であることを証明できること。
- (2) 前項により発行された再発行整理票を提出すること。

3 前項により再発行の取扱いを行う場合は、再発行する障がい者PASMO又は介護者PASMOそれぞれ1枚につき紛失再発行手数料520円とデポジット500円を現金で収受する。

4 当該障がい者PASMO又は当該介護者PASMOの使用停止の申し出を受け付けた後、これを取り消すことはできない。また、紛失した障がい者PASMO又は介護者PASMOが発見された場合に、当該障がい者PASMO又は当該介護者PASMOを再発行用の媒体として使用することはできない。

5 第1項から第3項までの取扱いを行った後に、紛失した障がい者P A S M O又は介護者P A S M Oが発見された場合、記名人は、デポジットの返却を請求することができる。この場合、記名人が当該障がい者P A S M O又は当該介護者P A S M Oとともに別に定める申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により障がい者用P A S M Oの記名人本人であることを証明したときに限って、返却の取扱いを行う。この場合、理由を問わず当該障がい者P A S M O又は当該介護者P A S M Oは返却しない。

(障害再発行)

第14条 障がい者P A S M O又は介護者P A S M Oの破損等によって所定の機器で使用できない場合で、別に定める申請書を提出し、かつ当該障がい者P A S M O又は当該介護者P A S M Oを呈示したときは、再発行整理票を発行する。

2 前項により再発行整理票が発行された当該障がい者P A S M O又は当該介護者P A S M Oは、使用者が再発行整理票発行日の翌日から14日以内に次の各号の条件を満たしたうえ、再発行を請求した場合に限って、当該障がい者P A S M O又は当該介護者P A S M O裏面に刻印されたものと異なるカード番号の障がい者P A S M O又は介護者P A S M Oを再発行する。この場合、理由を問わず当該障がい者P A S M O及び当該介護者P A S M Oは返却しない。

- (1) 使用者が前項により発行した再発行整理票を提出すること。
- (2) 使用者が当該障がい者P A S M O又は当該介護者P A S M Oを提出すること。

3 当該障がい者P A S M O又は当該介護者P A S M Oの障害再発行の申し出を受け付けた後、これを取り消すことはできない。また、当該障がい者P A S M Oまたは当該介護者P A S M Oを再発行用の媒体として使用することはできない。

4 次の各号のいずれかに該当する場合は、理由の如何を問わず再発行の取扱いを行わない。なお、この場合、当社が当該障がい者P A S M O又は当該介護者P A S M Oのデポジット500円は返却しない。

- (1) 裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合
- (2) 使用者の故意又は重大な過失により障がい者用P A S M Oが障害状態となったと認められ、第12条第1項第7号により無効となった場合
(→第12条「無効となる場合」)

第6章 特殊取扱

(障がい者用P A S M Oの変更)

第18条 使用者が無記名P A S M Oを差し出して障がい者用P A S M Oへの変更を申し出た場合、又は記名P A S M O(介護者P A S M Oを除き、かつ記名P A S M Oの記名人が第1種身体障害者又は第1種知的障害者の場合に限る。)を差し出して障がい者P A S M Oへの変更を申し出た場合、第9条に規定する障がい者用P A S M Oの発売の取扱いを準用し障がい者用P A S M Oの変更を行う。

2 記名P A S M Oから介護者P A S M Oへの変更、障がい者用P A S M Oから無記名P A S M O及び記名P A S M Oへの変更はできない。
(→第9条「障がい者用P A S M Oの発売」)

第7章 障がい者用I Cカードの相互利用

(障がい者用I Cカードの発売制限)

第22条 障がい者用I Cカードを既に所持している第1種身体障害者又は第1種知的障害者に対しては、当社が特に認める場合を除き、障がい者用P A S M Oの発売はしない。

5 第1項から第3項までの取扱いを行った後に、紛失した障がい者P A S M O又は介護者P A S M Oが発見された場合、記名人は、デポジットの返却を請求することができる。この場合、記名人が当該障がい者P A S M O又は当該介護者P A S M Oとともに別に定める申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により障がい者用P A S M Oの記名人本人であることを証明したときに限って、返却の取扱いを行う。この場合、理由を問わず当該障がい者P A S M O又は当該介護者P A S M Oは返却しない。

(障害再発行)

第14条 障がい者P A S M O又は介護者P A S M Oの破損等によって所定の機器で使用できない場合で、別に定める申請書を提出し、かつ当該障がい者P A S M O又は当該介護者P A S M Oを呈示したときは、再発行整理票を発行する。

2 前項により再発行整理票が発行された当該障がい者P A S M O又は当該介護者P A S M Oは、使用者が再発行整理票発行日の翌日から14日以内に次の各号の条件を満たしたうえ、再発行を請求した場合に限って、当該障がい者P A S M O又は当該介護者P A S M O裏面に刻印されたものと異なるカード番号の障がい者P A S M O又は介護者P A S M Oを再発行する。この場合、理由を問わず当該障がい者P A S M O及び当該介護者P A S M Oは返却しない。

- (1) 使用者が前項により発行した再発行整理票を提出すること。
- (2) 使用者が当該障がい者P A S M O又は当該介護者P A S M Oを提出すること。

3 当該障がい者P A S M O又は当該介護者P A S M Oの障害再発行の申し出を受け付けた後、これを取り消すことはできない。また、当該障がい者P A S M O又は当該介護者P A S M Oを再発行用の媒体として使用することはできない。

4 次の各号のいずれかに該当する場合は、理由の如何を問わず再発行の取扱いを行わない。なお、この場合、当社が当該障がい者P A S M O又は当該介護者P A S M Oのデポジット500円は返却しない。

- (1) 裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合
- (2) 使用者の故意又は重大な過失により障がい者用P A S M Oが障害状態となったと認められ、第12条第1項第7号により無効となった場合
(→第12条「無効となる場合」)

第6章 特殊取扱

(障がい者用P A S M Oの変更)

第18条 使用者が無記名P A S M Oを差し出して障がい者用P A S M Oへの変更を申し出た場合、又は記名P A S M O(介護者P A S M Oを除き、かつ記名P A S M Oの記名人が障害者の場合に限る。)を差し出して障がい者P A S M Oへの変更を申し出た場合、第9条に規定する障がい者用P A S M Oの発売の取扱いを準用し障がい者用P A S M Oの変更を行う。

2 記名P A S M Oから介護者P A S M Oへの変更、障がい者用P A S M Oから無記名P A S M O及び記名P A S M Oへの変更はできない。
(→第9条「障がい者用P A S M Oの発売」)

第7章 障がい者用I Cカードの相互利用

(障がい者用I Cカードの発売制限)

第22条 障がい者用I Cカードを既に所持している障害者に対しては、当社が特に認める場合を除き、障がい者用P A S M Oの発売はしない。